

## 入場無料! 相談無料!



# 相続・遺言に関する

不動産登記推進イメージキャラクター 「トウキツネ」

# 也区分一级租赁会

- ●令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。
- ●相続登記はお済みですか?
- ●どちらにする?公正証書遺言と自筆証書遺言
- ●この機会に、未来につなぐ、わたしの相続を考えてみませんか!

日にち

### 令和5年 10月10日(火)

場所

#### 松山市総合コミュニティセンター

松山市湊町七丁目5番地

(セミナー:大会議室 相談会:第1会議室)

位图十一

① 13:30~14:20 木目 終売 登 記 司法書士

② 14:30~15:20 公正証書遺言 公証人

③ 15:30~16:00 自筆証書遺言書保管制度 法務局職員

参加費無料

①~③いずれか の受講でも可

※当日も空きがあれば予約なしで参加できます。

相談会

事前予約制(相談無料)

1430分 13:30~16:30 相談員:司法書士、法務局職員

申込期間。申込先

#### 令和5年9月4日(月)から予約開始

平日午前8時30分から午後5時15分まで

定員になり次第終了!

松山地方法務局総務課 ☎089-932-0888

(音声案内番号3を押したあと、もう一度3を押してください)

松山地方法務局





主催:松山地方法務局 共催:愛媛県司法書士会